

CAS Pay カードご利用規約

第1条 目的

本規約は株式会社ワールドスポーツ（以下「当社」といいます）が発行する以下に定義する「CAS Pay カード」に関して規定するものです。利用者が「CAS Pay カード」を使用する場合には本規約が適用されます。

第2条 定義

本規約において使用する語句の定義は、次のとおりとします。

CAS Pay カード

当社発行のプリペイドカード（当社が提供するモバイルアプリにおいて、当社が定める設定を完了させたデジタルプリペイドカードを含みます）で、貨幣価値を電子的データに代えて繰り返し入金することができ、あらかじめ入金された金額をもって、当社指定の店舗において商品等の購入または提供を受けることができる機能のもの（以下「カード」といいます）。

モバイルアプリ

当社がサービス提供・運営するキャストリング公式アプリ。

カード番号

カードに記載される番号であって、当該カードによる取引を特定するために割り当てられる16桁の数字。

利用者

カードを正当に保有する方であって、当社の定める方法でカードを使用する方。

商品等

利用者が購入または提供を受ける物品、サービスおよび権利等。

カード処理端末

商品等の購入または提供の代金の支払いについて利用者がカードを使用するために必要となる機器であって、カード取扱店またはその指定する場所に設置される端末機器。主に POS レジ端末を指す。

第3条 利用可能な店舗

カードは、日本国内にある当社が運営する店舗（以下「カード取扱店」といいます）でのお買い物にご利用いただけるものとします。

第4条 カードの入金

カードの入金は、カード取扱店にて、現金で行うものとします。

カードの入金は、1,000円単位で行うものとします。

カードの蓄積限度額は600,000円です。

カードの入金は、カード取扱店の営業時間内（店舗により異なります。営業時間は当社WEBページにてご確認いただけます）に限り行うことができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、入金ができないことがあります。入金金額は、当社に帰責事由がある場合および第12条の場合を除き、いかなる場合も返金いたしません。

第5条 カードの取扱い

利用者は、違法、不正または公序良俗に反する目的でカードを使用することはできません。利用者は、カードの破壊、分解または解析等を行ってはならないものとし、理由のいかんにかかわらずカードの複製や、それに準ずる行為に加担および協力してはなりません。

第6条 カードの使用

利用者は、カードをカード取扱店で商品を購入し、またはサービスの提供を受ける際に、カードのご利用可能残高の範囲内で代金の支払いに利用することができます。ただし、一部の商品等については、その代金の支払いには使用できない場合があります。なお、当社は、購入または提供の代金についてカードを使用することのできない商品等を個別に追加、変更することができます。

利用者が前項によりカードを使用する場合には、当社所定の方法により、カードのご利用可能残高から商品等の代金に相当する金額を差し引きます。

利用者から提示されたカードのご利用可能残高が商品等の代金に満たない場合は、不足額を現金または当社の指定する方法により支払うものとします。

支払の際に使用できるカード枚数は、1枚までとします。

利用者がカードを複数枚お持ちの場合、各カードのご利用可能残高を1枚のカードに統合することはできません。

利用者は、カードによりカード取扱店から購入または提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者とカード取扱店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者と当社との間で解決するものとします。

利用者は、システムの不具合等によりカードを使用できない場合があり得ることをあらかじめ承諾します。

第7条 カードの残高照会・利用履歴照会

カードの残高は、レシートに表示される他、カード取扱店や当社のホームページ・モバイルアプリで確認することができます。

カード取扱店にて残高を確認される場合には、残高を確認したいカードをレジまでお持ちいただくものとします。

当社のホームページ・モバイルアプリにて残高を確認される場合は、カード裏面もしくはモバイルアプリで画面に記載・表示された16桁のカード番号と、4桁のPIN番号（スクラッチ加工されている部分を軽くこすっていただくと4桁の番号が現れます）が必要です。

カードの利用履歴は、当社が定める残高照会サイト（外部サイト）で確認することができます。ただし、システムの都合上、表示することのできる履歴内容・履歴件数は当社が定めるところによります。有効期限を過ぎたカードの残高は確認できないものとします。

第8条 カード使用後の取扱い

利用者は、カードの使用後、利用者とカード取扱店との間におけるカード使用の原因となる商品等の購入または提供に係る取引の無効が判明し、または当該取引の取消し、解除が行われた場合、当該取引から7日以内であれば当該カードの使用により差し引かれた残高を当該カードの残高に戻すことができる。7日を過ぎた取引については、いかなる理由であって

も当該カードの使用により差し引かれた残高を当該カードの残高に戻すことができないことをあらかじめ承諾するものとします。この場合、利用者と当該カード取扱店との間の精算は、現金等により行われるものとします。

第9条 カードの使用中止等

当社ならびに当社が次のいずれかに該当すると認定した場合には、利用者に予告することなくカードの使用を全面的または部分的に中止することがあります。

カード（利用者の保有か否かを問わない）が偽造、変造もしくは不正作出されたとき、またはその疑いのあるとき

カード（利用者の保有か否かを問わない）が不正使用されたとき、またはその疑いのあるとき

破損、その他の事由によりカードが破壊され、もしくはカードのバーコードが消失したとき、またはカードに関するシステムの障害その他の事由によりカード処理端末等が使用不能となったとき

カードに関するシステムを管理運用する会社の休業日、休業時間または保守管理その他の事由により、カードに関するシステムの全部または一部を休止するとき

利用者によるカードの使用が本規約に違反し、または違反するおそれのあるとき

その他やむを得ない事由が生じたとき

前項のカードの全部または一部の使用中止により、利用者に不利益または損害が生じた場合でも、当社、当社ならびにカード取扱店は責任を負わないものとします。

利用者は、カードが偽造、変造または不正作出されたものであることを知ったときは、カードを使用できません。この場合、利用者は当社に対して当社ならびに当社所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造または不正作出されたカードを提出するものとします。但し、デジタルプリペイドカードの場合は、アプリの利用を停止させるものとします。

第10条 カードの紛失、盗難等

カードの紛失、盗難その他の事由（偽造、変造、不正作出等）により未使用の残高が紛失し、または第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合（ただし、当社に帰責事由がある場合を除く）であっても、当社ならびにカード取扱店は、責任を負わないものとします。

第11条 カードの再発行

カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合であっても、返金または再発行はいたしません。

カードやカードの機能を破損した場合は、破損の原因が故意に基づかないことが明らかで、カードのバーコード、カード裏面またはモバイルアプリカード購入画面に記載・表示されているカード番号およびPIN番号が判読可能な場合に限り、当社の判断により新しいカードを発行することができるものとします。その際、当社は新しいカードと交換で旧カードの引渡しを求めることができるものとします。

なお、新しいカードの発行にあたっては、カード残高の移行および返金対応はいたしません。

第 12 条 換金の原則禁止

カードの残高の換金はできません。ただし、当社が社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合によりカードの取扱いを全面的に廃止する旨、当社が決定した場合は、例外的にカードを保有する方は当社に対してカード残高の返金を求めることができるものとし、当社は所定の方法により残高を確認したうえで、残高を返金するものとします。

第 13 条 個人情報等の収集および利用

当社は、本規約に基づく取引において、原則として利用者の個人情報の収集を行いません。利用者が当社に対し個人情報またはカード番号等のカードに関連する情報を提供する場合、利用者が当社との取り決めにおいて行うものとします。

第 14 条 カードの有効期限

カードの有効期限は、最終ご利用日から 3 年となります。有効期限後は残高の有無にかかわらずそのカードは無効となり、残高の返金はしないものとします。カードの有効期限を過ぎた場合、当社は、当社の都合により本カードを無効とすることができます。この場合のお客様対応は、当社がその責任において行うものとします。(ご利用とは：入金、商品の購入)

第 15 条 利用資格の取り消し

当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該利用者のカードの利用資格を取り消すことができます。

この場合当社は、事前の通知催告を要せず当該利用者に対しカードの使用を中止させることができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

本規約に違反した場合

カードの使用に関し、自らまたは第三者を利用して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害した場合

カードが犯罪に使用されている、または使用された疑いがあると当社が判断した場合

その他利用者のカードの使用状況等から、カードの利用者として不適格と当社が判断した場合

第 16 条 カードの取扱い終了等

当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、または当社の都合等その他の事由により、カードの取扱いを全面的に終了することがあり、この場合、当社は、利用者に対してホームページへの掲載、その他当社所定の方法で事前に告知するものとします。

利用者は、前項の告知を受けたときは速やかに、未使用の残高について第 12 条但し書きによる返金の手続を行うものとします。

なお、当社は当社所定の返金期間を設けるとともに、その期間経過後は、返金対応はいたしません。

第 17 条 制限責任

カードを使用することができないことにより利用者に生じた不利益または損害については、当社ならびにカード取扱店はその責任を負わないものとします。

第 18 条 反社会的勢力の排除

利用者は（本条においては、カード利用希望者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

暴力団

暴力団及び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しないもの

暴力団準構成員

暴力団関係企業

総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

前各号の共生者

その他前各号に準ずるもの

利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

暴力的な要求行為

法的な責任を超えた不当な要求行為

取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

その他前各号に準ずる行為

第 19 条 規約の変更

当社は、当社の判断において予告無く本規約を変更することができるものとします。

本規約を変更する場合、当社は当社のホームページにおいて変更後の規約を当社所定の期間掲示するものとし、所定の期間が終了した日の翌日以降の取引においては、変更後の規約が適用されるものとします。

第 20 条 合意管轄裁判所

利用者は、本規約に基づく取引に関して万一当社との間に紛争が生じた場合、相手方の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

附則

本規約は、2024 年 3 月 14 日から適用します